

近世日本の西北境界

池 内 敏

【要旨】 元禄竹島渡海禁令の成り立ちや近世における松島（竹島／独島）利用の実態、渡海者の実体験、地誌・古地図の分析によれば、江戸時代における松島（竹島／独島）は、日本の版図外であった。一方、松島（竹島／独島）も朝鮮領だとする安龍福発言は史実としては認めがたく、朝鮮政府もその発言自体に着目した形跡が全くない。したがって、安龍福発言をもとに、松島（竹島／独島）が朝鮮王朝の版図に含まれていたなどと論じることは不可能である。朝鮮政府にあっても、松島（竹島／独島）は版図外であった。江戸時代日本の西北境界は隠岐諸島であり、朝鮮の東限は鬱陵島であった。両島に挟まれた竹島／独島は、いずれの政府にとつても領有認識の対象外だったのである。

史林 九〇巻一号 二〇〇七年一月

はじめに

本稿は、近世から近代にいたる時期において、鬱陵島—隠岐諸島海域における国境がどのように認識されていたかについて検討するものである。

寛文七年（一六六七）に出雲藩土齊藤豊宣の著した「隠州視聴合記」は、隠岐国の西北方向に松島（こんにちの竹島／独島）と竹島（こんにちの鬱陵島^①）が存在することを記した上で、「日本之乾之地、以此州為限矣」と述べる。一七世紀日本の西北境界（「日本之乾之地」）は隠岐国（「此州」）にあり、松島（竹島／独島）・竹島（鬱陵島）は日本の版図外だとする領域

認識である^②。一方、朝鮮王朝側は、少なくとも鬱陵島までは自らの版図であると認識していた」とは「東国輿地勝覽」（一五三〇年）等の地誌類や朝鮮八道を描いた古地図によつて明らかであった。そして朝鮮八道を描いた古地図には、鬱陵島の近くに于山島なる島が描かれることが多い。現在の韓国では、于山島を竹島／独島のことと解釈し、したがつて、前近代より竹島／独島は韓国領であったとする見解が支配的である。

ところで、一五世紀以後の朝鮮王朝政府は鬱陵島を空島化して朝鮮人の渡航・居住を厳禁してきたから、この島はあたかも無人島の」とき様態を示すこととなり、遅くとも一六世紀末には日本人が鬱陵島に「竹島」ないしは「磯竹島」なる名称を付して渡航を繰り返していた^③。寛永二年（一六一五）には幕府年寄四名から鳥取藩主池田光政に宛てられた連署奉書（いわゆる「竹島渡海免許」）が同藩領米子の町人大谷甚吉・村川市兵衛に対して下付され、以後、大谷・村川両家が毎年一回（一七月の時期に竹島（鬱陵島）渡海を繰り返した。そうしたところ、元禄五年（一六九二）・同六年に至り、竹島（鬱陵島）で朝鮮人漁民と連年競合するようになつて漁にならなくなつた大谷・村川両家は、鳥取藩を介して幕府に朝鮮人の出漁禁止を求めた。幕府は対馬藩に対してそうした趣旨での日朝交渉を命じたが、交渉は難航を極めた（元禄竹島一件）。糺余曲折のち元禄九年一月、当初の趣旨とは正反対に日本人の竹島（鬱陵島）渡海を禁止する「元禄竹島渡海禁令」を出すこととなり、その内容は日朝両政府の合意に達した。竹島（鬱陵島）は日本の版図外であることが、認識だけではなく政治的にも確認されたのである。

にもかかわらず天保七年（一八三七）、石見浜田藩の今津屋八右衛門が竹島（鬱陵島）渡海をしていたことが発覚し、処刑される事件が起つた。同八年、幕府は改めて「天保竹島渡海禁令」を出して日本人の竹島（鬱陵島）渡海を厳禁した。

竹島（鬱陵島）が日本の版図外であることの政治的確認が、江戸幕府によって再度なされたといふことである。

こうした二度にわたる竹島渡海禁令について、川上健三は以下のように解釈する「川上健三、一九〇～一九二頁」。

【川上見解A】竹島への渡海が禁制された後でも松島（こんにちの竹島）への渡海が禁止されたわけではなかつたことは、元禄九

年正月廿八日付の竹島渡海禁制に関する奉書に「松島については何ら言及されていないことからも知られる。

【川上見解B】この事件〔天保竹島一件〔引用者注〕〕の判決文中に、浜田藩家老岡田頼母の家来橋本三兵衛が八右衛門に対しても

「右最寄松島へ渡海之名目を以竹島え渡り稼方見極上弥々益筋に有之なれば取計方も有之」と語った旨が記されている。これは、この事件の当時においても、松島への渡航はなんらの問題もなかつたことを示している証拠といえよう。

【川上見解C】松島の所在を知り、また、鬱陵島ほどではないにしても、それがあわびやあしかの漁場として価値あることを承知していた隱岐島民等が、時に応じてこれ〔松島〔引用者注〕〕を利用開拓していくとしたことは決して無理な推測ではないと考える。

川上によれば、日本人の竹島（鬱陵島）渡海が禁止されたのちも、松島（竹島／独島）への渡海は禁止されていなかつたというのである。松島（竹島／独島）が日本の版図に含まれるとまでは明言しないものの、それが生業に関わる領域として近世日本に残されたと理解していることは明らかである。一方、先述したように、韓国では竹島／独島は前近代から既に韓国領であったとする見解が支配的である。こうして、前近代における松島（竹島／独島）認識には、こんにちにおける竹島／独島問題とも密接に関わりながら対立する解釈を孕んでいる。

本稿は、その海域に竹島／独島を含む鬱陵島／隠岐諸島海域を考察対象とし、主として近世における国境認識について検討することを通じ、「こんにちの日韓間における議論の対立についても言及せんとするものである。

① その領有権をめぐつて現在日韓間に未解決の問題として残されている竹島（韓国では独島と呼ぶ）は、江戸時代日本では松島と呼ばれていた。本稿ではこれを松島（竹島／独島）と表記する。また現在韓国

領の鬱陵島は、同様に竹島と呼ばれていた。本稿ではこれを竹島（鬱陵島）と表記する。

② 「福井視聴合記」をめぐる諸論点については「池内敏」[100]所収の補論五を参照されたい。

③ 以下に述べる史実については「池内敏」[100]を参照されたい。

一 竹島渡海禁令と松島（竹島／独島）

（一）元禄竹島渡海禁令

元禄六年に始められた竹島（鬱陵島）への朝鮮人出漁禁止を求める日朝交渉は難航した。鬱陵島が朝鮮領であることは朝鮮側地誌類にも明瞭であり、そうした島への日本人渡航を保障し朝鮮人渡航を禁止することは、朝鮮側からすれば筋違ひの要求と思われた。対馬藩では、「東国輿地勝覽」や「芝峯類説」（李時光・一六一四年）といった地誌類を参照すると朝鮮政府の主張そのままには崩しがたく思われる一方、幕府命令を忠実に実現するために様々な議論がなされた。日朝交渉の場では竹島（鬱陵島）を鬱陵島（朝鮮領）・竹島（日本領）なる異なる二島として扱う妥協案が当初提示されたが、のちには同一の島かつ朝鮮領とする朝鮮政府に対し、対馬藩は同一の島かつ元朝鮮領で今は日本領とする強弁を試み、交渉は膠着状態に陥った。

元禄八年（一六九五）七月、対馬藩では、事態を開拓するため幕府と協議することを決め、江戸での協議は一一月末から始められた。このとき対馬藩が幕府に提出した書類には「東国輿地勝覽」「芝峯類説」も含まれたから、それらを参考照した幕府も竹島（鬱陵島）を日本領とは断言できず、一二月一二四日、老中阿部正武は鳥取藩江戸藩邸に對して竹島（鬱陵島）に関する七点の確認を行つた。^①

〔史料二〕

覚

一 「第一条」因州伯州江付候竹島は、いつの比より両国江付属候哉、先祖領地被下候より以前より之儀候哉、但、其後より之儀候哉事、

- 一 「第一条」竹島は大方何程斗之島候哉、人居無之候哉、
- 一 「第三条」竹島江漁採二人參候哉、何比より相越候哉、年々參候哉、又は折節參候哉、如何様之漁仕候哉、船数も多參候哉事、
- 一 「第四条」三四年前朝鮮人參致漁候、其砌人質に兩人とらへられ候、其以前も折々參候哉、終不參右之節兩年打統參候哉事、
- 一 「第五条」一两年は不相越哉事、
- 一 「第六条」先年參候時分は船數何程斗、人も何程參候哉事、
- 一 「第七条」竹島之外両国江付属之島有之候哉、并是又漁採ニ両国之者參候哉事、
- 右様子承度存候、書付可被差越候、以上

十一月廿四日

〔竹島之書付〕、鳥取県立博物館

右に見るようすに、問い合わせの第一点めは「因幡・伯耆に付属する竹島（鬱陵島）は、いつの頃より両国（因幡・伯耆）に付属したものか」というものであり、翌日なされた鳥取藩江戸藩邸の回答は「竹島（鬱陵島）は因幡・伯耆に付属するものではない【竹島は因幡伯耆付属にては無御座候】」というものであった。この回答を受けて阿部は、年明け早々の元禄九年正月九日、対馬藩家老平田直右衛門を呼び出して、日本人の竹島渡海禁止とすることで竹島一件に決着をつけたいとの打診を行つた。対馬藩側はその内容を江戸藩邸へ持ち帰り、二日後に老中の判断に従う意向を表明した。

ところで、鳥取藩に対しても正月一二三日にも問い合わせがなされている。^②

〔史料二〕

一 同年正月廿三日、松平伯耆守留守居名寄相尋候處、段々書付を以伯耆守より被申聞候、

覚

松平伯耆守

一 「第一条」伯耆国米子之町人大屋九右衛門・村川市兵衛船子共より外者領國之者竹嶋江渡海仕候儀成不申候、尤他領之者渡海之儀猶以成不申候、大屋九右衛門・村川市兵衛船子共より外者領國之者竹嶋江渡海仕候儀成不申候、尤他領之者渡海

船子共竹嶋江獵ニ罷越候節、出雲國隱岐國獵師共雇候而米子之船子同船ニ而罷越候、人數者年々相違御座候、出雲國よりハ不參儀御座候、大形ハ出雲國より一三人、隱岐國より八九人程も雇候而罷越候、

一 「第二条」松嶋ハ何れ之國江付候島ニ而も無御座候由承候、

一 「第三条」松嶋江獵ニ參候儀、竹嶋江渡海之節道筋にて御座候故、立寄獵仕候、他領より獵ニ參候儀ハ不承候、尤出雲國隱岐國之者ハ米子之者共と同船ニ而參候、

一 「第四条」伯耆国米子より出雲國雲津まで道程拾里程、

一 「第五条」出雲國雲津より隱岐國燒火山迄道程式拾二里程、

一 「第六条」隱岐國燒火山より同國福浦まで七里程、

一 「第七条」福浦より松嶋迄八拾里程、

一 「第八条」松嶋より竹嶋迄四拾里程、

一 「第九条」松嶋より朝鮮國江者八九拾里程も御座候様ニ承及候、已上、

正月廿三日

(「磯竹島覺書」、国立公文書館内閣文庫)

この返答書では、大谷・村川両家に雇用された者のほかには鳥取藩領の者でも竹島（鬱陵島）渡海を行わないこと、まして鳥取藩領以外の者は竹島（鬱陵島）渡海を行わないことが述べられる。ただし、大谷・村川両家が渡海に際して出雲・隱岐の者を雇用する場合もあると、（第一条）。

一方、幕府は松江藩に対しても領民の竹島（鬱陵島）渡海について問い合わせている。

[史料三]

一 同年正月廿六日、松平出羽守留守召督相尋候趣、書付を以返答申来

口上覺

松平出羽守

- 一 「第一条」雲州隱州之者為自分勧磯竹江致渡海候之儀不及承候、乍然隱州近年上之様子不存候、
一 「第二条」伯州米子町人村川市兵衛・大屋九右衛門雲州雲津浦より直ニ磯竹江者不致渡海、隱岐國迄乗船、彼地より磯竹江渡海仕候由承候、

- 一 「第三条」竹嶋之儀雲州ニ而者磯竹と申候事、
一 「第四条」雲州隱州より磯竹江海路難所ニ而候故、右両國之者米子之者ニ同船仕參候儀望不申候得共、市兵衛・九右衛門船子共年々雇申候付罷越候事、
一 「第五条」右之通候故、自分として磯竹江渡海之義決而無之候、乍然隱州之儀者近年御代官所ニ成候故、委細不存候事、
一 「第六条」委細之儀御擧被遊候者、國元江申遣、吟味可仕候、已上、

正月廿六日
松平出羽守

(「磯竹島覺書」、国立公文書館内閣文庫)

松江藩が返答した内容は、竹島（鬱陵島）を出雲では磯竹島と呼ぶ（第三条）とか、米子町人大谷・村川船は出雲雲津から隱岐を経て竹島（鬱陵島）渡海を行う（第二条）といった記述のほかは、出雲・隱岐の者は竹島（鬱陵島）渡海に積極的な関わりをもたないことを述べるものばかりである。いわく、出雲・隱岐から竹島（鬱陵島）への海路は難所にあたるので、出雲・隱岐の者は米子町人大谷・村川船に乗ることを望まないし（第四条）、出雲・隱岐の者は自ら進んで竹島（鬱陵島）へ渡海することはない（第一条・第五条）。大谷・村川船が出雲・隱岐の者を雇い入れるので、それに同行するまでである（第四条）、と。

こうして幕府は、竹島（鬱陵島）渡海に対する規制を行おうとすれば、鳥取藩領（因幡・伯耆）民の動向（とりわけ大谷・村川両家）さえ把握できれば事態は收拾できることを再確認したうえで、元禄九年正月二八日、竹島渡海禁令が鳥取藩主あてに示された。禁令が全国法令でなかつたのは、現実に渡海を行つてきた鳥取藩領民に対する規制さえなされれば渡海

禁止の実があがると判断されたからである。

ところで、元禄八年一二月一四日付でなされた問い合わせ「史料一」の第七条「竹島（鬱陵島）のほかに因幡・伯耆両国に付属する島はあるか。またそこへ因幡・伯耆両国のが漁に出かけることはあるか」なる問い合わせに対し、「竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）をはじめとして因幡・伯耆両国へ付属する島はございません【竹島・松島其外両国江付属之島無御座候事】」とする返答は、幕府を困惑させたようである。それで幕府は改めて鳥取藩に対し、「松島（竹島／独島）とは何か」を問うこととなつた。それが正月二三日における問答「史料一」である。⁽³⁾

「史料一」によれば、鳥取藩江戸藩邸は、伯耆国・朝鮮から松島（竹島／独島）に至る道のり（第四十九条）について記すとともに、「松島（竹島／独島）は因幡・伯耆いずれの国に付属するものでもない（鳥取藩領ではない）」（第一条）、「松島（竹島／独島）へは竹島（鬱陵島）渡海の道筋にあたるので、途中で松島（竹島／独島）に立ち寄つて漁をする。鳥取藩領以外の者が松島（竹島／独島）へ漁をして行くのは聞いたことがない。出雲国・隱岐国が松島（竹島／独島）に行くときは米子の者と同船して行く」（第三条）と述べる。

こうした内容を含む書面が正月二三日幕府に提出され、同一六日の松江藩返答書とともに併せ検討された結果、同一八日に竹島渡海禁令が発せられた。渡海禁令の作成過程に鳥取藩・松江藩返答書が大きく影響を与えていたことを考えれば、禁令中に松島（竹島／独島）に関わる明文記載は何も無いものの、「松島（竹島／独島）は鳥取藩領ではない」とする鳥取藩返答が踏まえられていると考えねばなるまい。先述したように、鳥取藩領民の竹島（鬱陵島）渡海さえ取り締まれば禁令の実は上昇すると考えられていた。松島（竹島／独島）に関わる鳥取藩返答書「史料一」第三条にしたがえば、鳥取藩領民の竹島（鬱陵島）渡海が禁止されれば、同様に松島（竹島／独島）渡海を行つ者は皆無となる。したがつて、本稿冒頭に掲げた【川上見解A】は、元禄竹島渡海禁令の文面を表面的になぞつただけの皮相な見解といわねばならない。右に見てきた渡海禁令発給過程に照らせば【川上見解A】は成り立たない。

(II) 天保竹島渡海禁令

文献史料上における松島なる島名の初見例となる大谷道喜あて石井宗悦書状（大谷家文書）を検討してみよう。書中で宗悦は、村川市兵衛が「七〇一八〇石程度の小舟で松島（竹島／独島）へ行き、そこによるアシカを鉄砲で追ひ立てれば、アシカは竹島（鬱陵島）の方へ逃げてゆくだろうから、そうすれば竹島（鬱陵島）での収穫も増えるに違いない」と述べた【松島へ七八拾石之小舟遣、鉄砲二而みち打申候ハ、小島之事ニ候間、竹島江みちにけり、竹島之納所大分候ハんと市兵衛望申候】ことを記載する。ここに示されている松島（竹島／独島）の利用価値は、その島 자체の漁獲ではなく、竹島（鬱陵島）での漁に付隨して生じる性質のものである。先述の「史料一」第三条に見られる松島（竹島／独島）における漁労もまた、竹島（鬱陵島）渡海の途中で付隨的になされる性質のものであつた。

大谷・村川家の最後の竹島（鬱陵島）渡海となつた元禄八年（一六九五）、島には多数の朝鮮人がいたために着岸できず、そのまま帰途につき松島（竹島／独島）で「鮑を少々採つた」という。したがつて竹島（鬱陵島）渡海が禁止されたのち仮に松島（竹島／独島）だけに渡海したところで、採れる鮑も「少々」に過ぎなかつたから家業を維持できるような漁獲は見込めなかつた。さればこそ、大谷・村川家は元禄竹島渡海禁令のち竹島（鬱陵島）復活嘆願を繰り返し行つたのである。

天保竹島一件で捕縛された今津屋八右衛門は、竹島（鬱陵島）渡海時の様子を次のように供述している。

[史料四]

……隱岐福浦へ着、夫より順風ニ隨子の方へ冲走いたし、松島地先をも罷通り候節、船中より見度候處、果而小鳴ニ而樹木等も無数、更二見込無之場所ニ付、態々上陸不致、其低乾之方へ乗廻、同七月廿一日竹島へ着船、

隠岐国福浦を出帆して竹島（鬱陵島）をめざしたところ、途中で松島（竹島／独島）の間近を通つたので船中から島の様子を確かめたが、思った通りの小島で樹木もあまり無く、どうにも収穫の見込めそうもない場所【見込無之場所】と思われたのでわざわざ上陸せずに通過した、と。現実の渡海者が見た松島（竹島／独島）はまるで魅力のない「見込無之場所」であった。したがつて近世の松島（竹島／独島）は、それ自体を単独で活用するだけの価値に乏しく、竹島（鬱陵島）渡海と併せての利用ができる初めて意味をもつたのである。

以上の諸点に鑑みた場合、本稿冒頭で引用した【川上見解C】は、本人の主張とは裏腹に「無理な推測」とするほかないのであり、これまた成り立たないといわざるを得ない。そして今津屋八右衛門一件の裁決過程に照らせば、【川上見解B】もまた成り立ちがたい。川上は浜田藩家老の家来橋本三兵衛が八右衛門に対して「右最寄之松島へ渡海の名目を以竹島へ渡、稼方見極之候上、弥益筋有之ナラハ取計方モ可有之由ニテ」（八右衛門への死罪申渡書面）なる教唆を行つたことを以つて、「松島への渡航はなんらの問題もなかつたことを示している」と解釈する。しかしながら、松島（竹島／独島）へ行くとの名目を立てて行けば竹島（鬱陵島）渡海をしても大丈夫だと之を示唆してしまつたことを以て「渡海を行ひ、捕縛された八右衛門が、果たして右の言い抜けを試みなかつたろうか。八右衛門が処刑された事実は、橋本三兵衛の教唆が通用しなかつたことを意味しているのであり、川上の仮説は成り立たない。天保竹島一件をもつて日本人の松島（竹島／独島）利用の可能性を論じることは困難である。

むしろ天保竹島一件にかかわって注目すべきは、今津屋八右衛門の摘発を通じて、幕府による二度目の竹島渡海禁令が出されたことである。天保八年（一八三七）三月に出された禁令は、内容的には元禄竹島一件を踏まえない誤謬を含む点で、形態的には全国法令として広く周知された点で、注目に値する。

〔史料五〕

今度松平周防守元領分石見浜田松原浦龍在候無宿八右衛門竹島へ渡海致し候一件、吟味之上右八右衛門其外夫々嚴科二被行候、

右島往古者伯州米子之者共渡海魚漁等致候といへ共、元禄之度朝鮮江御渡しニ相成候以来渡海停止被仰出候場所ニ有之、都而異國渡海之儀者重々御制禁ニ候条、向後右島之儀も同様相心得渡海致間敷候、勿論國々之廻船等海上におるて異國船ニ不出合様乗筋等心掛可申旨、先年も相触候通弥相守、以來ハ可成たけ遠沖乘不致様乗廻り可申候、

右之趣、御料者御代官私領者領主地頭より浦方村町共不洩様可触知候、尤触書之趣板札ニ認、高札場所ニ掛置可申物也、
右御書付從江戸到来候条、洛中洛外へ不洩様可相触候也

西三月

（京都町触集成一一一六九）

元禄竹島渡海禁令が鳥取藩に対する個別法令であったのに対し、右に示した天保竹島渡海禁令が全国法令として津津浦々に高札を立ててまで周知させられたことは、一九世紀日本人に竹島なる異国の島の存在を広く知らしめることとなつた。しかもその島は、右の禁令に従えば、「元禄之度朝鮮江御渡しニ相成候」島と説明された。

翻つて考えればそれ以前は日本の島だったということを含意する。しかしながら、それは元禄竹島一件裁定時における幕府の認識とはまったく異なるものである。当時の老中阿部正武は「朝鮮領の島〔竹島〕を日本のものとしたわけでもない【朝鮮之島を日本江取候と申ニ而も無之】と明言し「池内敏」〇〇六、鳥取藩も竹島（鬱陵島）は藩領に属するものではないと明言していたからである。

天保竹島渡海禁令の發布に至る過程が十分に明らかにできないため、右のような誤謬が混じり込んだ原因を正確に突き止めることはできない。とりあえずここでは〔史料六〕を掲げ、今津屋八右衛門の一件に連座した対馬藩家老杉村但馬に対する幕府裁許状（天保七年一月一三日付）のなかにも、既に類似する表現のあることを指摘するに留める。

〔史料六〕

杉村但馬儀、朝鮮國ニ拘候儀者主家重御用筋ニ付、是迄御尋等有之候節ハ御老中様方江家老共より直ニ申上候仕來ニ付、既今般

竹島之儀御奉行所ニ而御學有之候節も右仕来之趣を以兼而之心得方相伺、右者主家の規格ニ候得共、異國ニ拘候儀ハ重事ニ而他ニ
浦間敷儀ニ而（中略）松平周防守様御家來松平亘自」之心得を以竹島之儀承合候期。（中略）不束之心得を以主人江も不申聞、右
島先年彼國江御渡相成候期之記録等普抜、亘江差遣候段、重役をも相勤候身分不専ニ付、御役儀御取上、押込被仰付候、

（「御留守毎日記」「宗家一／五七〇」天保八年一月一九日条、東京大学史料編纂所）

- ① 問い合わせ七点に対する返答内容の「いちいちにひこては「池内誠」
〇〇五八】で整理したことがある。
- ② 同内容のものが「竹島渡海禁止井渡海沿革」（「鳥取藩史」事変志、
四七一～四七三頁）にも翻刻収載されているが、「史料」¹とは、さ
るか形態を異にして、三つの覚書（しま仮に收載順にABCとしてお
く）から構成される。「鳥取藩史」Aは、「史料」²の第四八八条と一
致し、同Bは「史料」³の第一條・三条・九条および「松島江伯著国
より海路百三十里程御座候事」とする一条が付け加わる。また同Cは
〔史料〕⁴第一條と一致する。また「鳥取藩史」収載分は、いずれも
日付が正月廿五日となつてゐる。
- ③ かつて川上健三によつて一六六〇年代に「松島（竹島／独島）渡海
免許」が幕府によって発行されたと論じられ「川上健三」、現在の韓
国でも松島渡海免許が実在したこと前提にして「竹島／独島問題を論
じる傾向が顕著である。これに対し、筆者は松島渡海免許が実在しな
いことを論証したことがある。「池内誠」¹〇〇六（ただし、当該論文
の初出は一九九九年）。もし松島渡海免許なるものが実在したとすれば、この元禄八年末一九年冒頭の時期に「史料」¹に見られるよ
うな問答が引き起こされよう（もなし）。こうした問答に際して幕府な
り鳥取藩なりが松島渡海免許（またはその写本）を参照・提出すれば
済むはずである。ところがそうしたものが参照されたり提出されたり
した形跡がまったくない。こうした点からも松島渡海免許なるものは
実在しないことが明瞭である。
- ④ 元禄竹島渡海禁令の本文は「先年松平新太郎因州・伯州領知之節相
伺之、伯州米子之町人村川市兵衛・大屋基吉竹島江渡海至于今雖致漁
候、向後竹島江渡海之儀制禁可申付旨被仰出候間、可被若其趣候」と
いうものである。
- ⑤ 石井宗悦は當時鳥取城下にあった初期商人の一人で廻船業に活躍し
た人物、大谷道喜は初代大谷九右衛門のことである。

二 地図と地誌による国境認識

近世日本の官撰地図で松島（竹島／独島）を最初に画いたのは長久保赤水の『日本輿地路程全圖』を改訂して刊行した
人による「日本路程輿地圖」（一七七八年）が「日本本土と同じく黄色い彩色がほどこされている」
として批判する「下條正男」。また「フォトしまね一六一號」（島根県総務部、二〇〇六年一月）は、最終面全面に色刷りで
「大日本海陸全圖」（一八六四年）を掲げ、「竹島、松島ともに、隠岐諸島と同じ黄色で彩色されている点で、貴重な史
料」と付記する。

さて、右に見るような、古地図に記された竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）に彩色されるか否かで当時の領有認識を
論じるやり方は、それぞれ自らの主張に整合的な地図を論拠にして論じる傾向が顕著である。例えば右の場合、下條正男
は堀和生が提示しなかつた地図を論拠にして堀の議論を否定してみせるだけで、堀の提示した地図そのものには言及しな
い。「フォトしまね一六一號」の場合もまた同様である。

そこで、「日本古地図集成」（鹿島研究所出版会、一九七一年）・「新装版日本古地図大成」（講談社、一九七四年）等によつて
江戸時代に作製された日本図を一〇点ほど集め、編年順に並べて竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）記載や彩色の有無を
検討すると、そこに年代的な特徴が現れてくる（表参照）。

まず第一に、「日本図・中國図」（整理番号一三、一七一七年）までは、「日本図」（同〇三）、桃山時代）を例外として竹島
(鬱陵島)・松島（竹島／独島）の記載がない。第一に、「日本分野図」（同一四、一七五四年）に初めて竹島（鬱陵島）のみが
登場するが、彩色がなされてない。また「日本輿地路程全圖」（同一五、一七七五年）から「重鐫日本輿地全圖」（同一八、一七
八三年）に到る四点には竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）両島が記載され、両島ともに彩色がなされてない。第三に、「三
国通覽輿地路程全圖」（同一九、一七八五年）から「新刊輿地全圖」（同二八、一八六一年）に到る九点には概ね両島が描かれ、
彩色がほどこされる。^①すなわち江戸時代の日本図における竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）記載や彩色の有無に関わる
年代的な特徴とは、「A記載無」→B記載あり無彩色→C記載あり彩色」とする変化のことである。AからBへの変化は

近世日本の西北境界（池内）

表 告地図にみえる竹島・松島

		竹島	松島	航路表示
01 南瞻部洲大日本国正統図	室町時代後期			～隠岐
02 日本地図屏風	安土桃山時代			なし
03 日本図（福井淨得寺）	桃山時代			～隠岐
04 寛永巡檢使国絵図（隠岐）	寛永10年（1633）	○		
05 正保国絵図（隠岐部分）	1650年ころ？			
06 日本国之図	明暦2年（1656）			～隠岐
07 寛文日本図	寛文年間（1661-73）			なし
08 本朝図鑑綱目	貞享4年（1687）			なし
09 大日本総図	元禄年間（1688-1704）			～隠岐
10 日本海山潮陸図	元禄4年（1691）			～隠岐
11 元禄日本総図	元禄15年（1702）			～隠岐
12 徳川幕府撰日本図	元禄15年（1702）			～隠岐
13 日本図・中国図	享保12年（1727）			～隠岐
14 日本分野図	宝曆4年（1754）	○		～隠岐～竹島
15 日本奥地路程全図	安永4年（1775）	○	○	—
16 改正日本奥地路程全図	安永8年（1779）	○	○	なし
17 新刻日本奥地路程全図	安永8年（1779）	○	○	なし
18 重鑄日本奥地全図	天明3年（1783）	○	○	
19 三国通覧奥地路程全図	天明5年（1785）	○		
20 日本並北方図	寛政8年（1796）	○	○	
21 今所考定分界之図	文化元年（1804）	○	○	
22 大日本細見指掌全図	文化5年（1808）	○	○	
23 大日本之図	文化6年（1809）筆写	○		～隠岐
24 浅野弥兵衛版改正日本図	文化8年（1811）	○	○	
25 大日本改正全図	文化8年（1811）	○	○	～隠岐
26 文政国絵図（隠岐）	文政9年（1826）			
27 清朝一統之図	天保6年（1835）以後	○	○	
28 新刊奥地全図	文久元年（1861）			
29 （隠岐国図）	年未詳（17世紀か？）	○		

古地図大成：「日本古地図大成」、講談社、1984年

古地図集成：「日本古地図集成」、鹿島研究所出版会、1981年

神戸市博：「古地図セレクション」、神戸市立博物館、1994年

蘆田：「蘆田文庫目録古地図編」、蘆田文庫編纂委員会、2004年

川上：川上健三「竹島の歴史地理学的研究」、古今書院、1966年

る竹島・松島

備 考	典 据
	古地図大成18頁 神戸市博29頁 古地図大成32頁 国絵図の世界210頁 国絵図の世界214頁 蘆田39頁
隠岐福浦「此湊船懸吉、竹島江之渡海此湊ニ而天気見合候」	神戸市博31頁 神戸市博32頁 蘆田33頁 蘆田38頁 蘆田40頁 古地図集成33
隠岐福浦「竹島江渡海ノ舟此湊ニ而日和見合乗」	竹島は無色 見高麗猪雲州望隠州／竹島一日磯竹島 見高麗猪雲州望隠州／竹島一日磯竹島 見高麗猪雲州望隠州／竹島一日磯竹島 全國彩色ナシ 此島ヨリ隠州ヲ望、又朝鮮ヲモ見ル／朝鮮ノ持也 竹島は朝鮮半島と同色 西国と同色 見高麗猪雲州望隠州／竹島一日磯竹 彩色あり 彩色あり、但、隣接地と区別する色 彩色あり
隠岐福浦「此湊船懸吉、竹島江之渡海此湊ニ而天気見合候」	朝鮮半島と同色 竹島と朝鮮半島の間に境界線? 蘆田31頁 川上挿図 鳥取県立図書館
隠岐福浦「此湊ヨリ辰巳之風ニテ亥之方ヨリ少シ戌ノ方エ掛テ走ル、竹島エ百里、松嶋エ七拾里、朝鮮エ百四十里、[此ケンニテ走ハ不遂上々之湊家有リ]」	古地図集成56 古地図集成48 古地図集成55 古地図集成57 国絵図の世界214頁 蘆田26頁 川上挿図

概ね一八世紀前半に、BからCへの変化は一八世紀末に置く」とができる。

ところで、江戸時代に描かれた四点の隠岐国図（整理番号〇四、〇五、一六六、一九、一六三三～一八一六年）に竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）が描かれる」とはないが、いずれにも島後・福浦に竹島（鬱陵島）に関わるほぼ同一の記述が見える（表の備考欄参照）。竹島（鬱陵島）渡海は隠岐福浦からなざるとする記述【此渡船懸吉、竹島江之渡海此渡ニ而天氣見合候】である。これらは先述の一七世紀鳥取藩領米子町人らの竹島（鬱陵島）渡海の事実を踏まえた記載であり、いわば地元の経験的知識が反映し引き継がれたものである。したがって、それは竹島（鬱陵島）渡海が行われなくなつてのちも、文面だけが同様に引き写されたものである。^②

これに対し日本図では、一部の例外を除いて一八世紀前半に到るまで竹島（鬱陵島）に関する痕跡を見出せないのは、そうした経験的知識等が地元以外では共有されていなかつたからに過ぎない。一七世紀末の元禄竹島一件交渉のうちでは、竹島（鬱陵島）周辺海域は空白のままであった。

こうした古地図の描かれ方の変遷の意味を探るために、隠岐国にかかる地誌的記述のなかに竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）が如何に現れるか年代順に検討してみた。

まず、「本朝地理志略」（寛永一〇年〔一六四二〕）「隠岐国」項には、「隠岐海上有竹島、多竹多饅味甚美味、海獸曰葦鹿」なる記述がある。「新人國記」（元禄一四年〔一七〇一〕）「隠岐国」項の本文中には竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）に関する記述が存在しないものの、「隠岐國」挿図の上辺に「竹シマ」が記載される。^③

これら日本全国を国別に記述した地誌的記述とは別に、実際に隠岐諸島を廻つて書かれた地誌類を検討すると以下のようになる。「隱州視聽合記」（寛文七年〔一六六七〕）では「日本之乾地、以此州為限也」として隠岐国が日本の西北境界だと明示する。【池内敏一〇〇六A】から、竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）両島は日本の版図外である。「おきのすさひ」（宝永二年〔一七〇五〕）は両島が版図か否かについて触れないものの、「此一島、今ハ人なき之地なり」と述べる。【隠岐

國風土記】（元文元年〔一七二二六〕）は「隱州視聽合記」を踏まえて「日本之乾地、以此州為限也」とするから、ここでもまた両島を版図外とする。その上で、寛文年中（一六六〇年代）までは隠岐から竹島（鬱陵島）へ出漁していたこと、近年ではそうしたことも絶え、かわりに朝鮮人が来島することを記す。「隠岐古記集」（文政六年〔一八一三〕）は、「歴代史を考るに、日本の乾地此国を以て限りとする也」と述べるからやはり両島を版図外とし、「今は朝鮮人來住す」と述べる。

これらからすれば、一七世紀半ばから一九世紀前半に到るまで、竹島（鬱陵島）に対する地理的認知がなされる一方で、竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）両島は日本の版図外であるとする領域認識もあり、また先述のことく少なくとも竹島（鬱陵島）は日本領ではないことを一七世紀末の幕府が公式に確認している。日本図上に竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）が描かれなかつたり、描かれてても彩色されないと「おきのすさひ」（宝永二年〔一七〇五〕）でも「いつれのをほんときニがありなん、竹鳴をえまほしくかの地の○よりこひけれハ、望むまにまにたび玉ひて、今ハ朝鮮のものとなりけるとそ」とする記述が得られる。これらはいずれも、竹島（鬱陵島）はもともと日本領であったが、朝鮮が望むので与えた（取られた）から今では朝鮮領となつた、とする。

すなわち一八世紀前半になつて、竹島（鬱陵島）はもともと日本領だったが今は朝鮮領となつたとする地誌類の記述が現れるようになつたということである。先述の天保竹島渡海禁令は、竹島（鬱陵島）を「元禄之度、朝鮮國江御渡し」になつた島だと定義して全国法令で周知させられたから、一九世紀にはこうした見解が流布するようになつた。一九世紀の日本図で、竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）が日本本土と同色に彩られる場合があるのは、こうした認識を背景としているのである。ここで元禄竹島一件裁定時の老中阿部正武の発言を見れば、右の認識が史実を無視した誤謬であることは

明らかだから、両島について、本土と同色で塗られた日本図の存在をもつてただちに日本領であつたとの証明たり得ないものである。

① ただし彩色が施されるとはいっても、そのやり方は地図によつて

様々である（表参照）。

② 隠岐國（文政國絵図）の福浦の部分に竹島（鬱陵島） 渡海に關わる記述があることについて、「領有をめぐつて日韓兩國が対立するこの

島へは、古くから隠岐の福浦より天氣を見計りて船出していたことが知られる」（[国絵図研究会]二一四頁、執筆は川村博忠）とするのは、近世の竹島（鬱陵島）と現在の竹島／独島を混同していること、文政國絵図の記載は当時の実態を示すものではなく先行する國絵図の

④ 本稿では國立国会図書館本を参照した。

三 安龍福事件と竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）

元禄竹島渡海禁令が江戸で鳥取藩に伝えられた元禄九年（一六九六）正月二八日から、その内容が朝鮮政府中央に伝わる元禄一〇年正月半ば以後までに一年以上の時差＝空白が存在する。その空白の時期に、安龍福を含む一一名の朝鮮人が隠岐国に現れ、二ヶ月余り鳥取藩領に滞在する事件が発生する（狭義の安龍福事件）。同年八月初めに鳥取藩領から直ちに帰國の途に就き、同月末に朝鮮・江原道で捕縛されて朝鮮官憲によつて審問を受けることとなる。なお、この事件に先立つ元禄六年（一六九三）にも安龍福は鳥取藩領に来ている。元禄五年・六年と連年にわたつて竹島（鬱陵島）で朝鮮人漁民と競合して漁にならなかつた大谷・村川船が、島で出会つた安龍福を鳥取城下まで連行したときのことである。そのときの経験が「狭義の安龍福事件」と密接に関連するから、元禄六年の事件も含めて「広義の安龍福事件」とすることもできる。

さて、安龍福は、現代韓国では竹島／独島を譲つた英雄である。それは例えば朝鮮での取り調べに対する以下のような

供述にもとづいている。

「狭義の安龍福事件」の発端にかかる安龍福発言は、朝鮮王朝肅宗（一六七四—一七二〇）代の正史「肅宗実錄」には次のように記される。鬱陵島へ渡航したところ、多数の日本船が来泊していたので「鬱陵島はもともと朝鮮領なのに、どうして日本人が越境してこの地を侵すのか」と一喝し、「われわれはもともと松島に住んでおり、たまたま漁のために出てきたまでだ」と弁明する日本人を「松島とはすなわち子山島（子山島）のことではないか。これもまたわが国の土地である。どうしてそんなところに住んでいるのか【松島即子山島、此亦我国地、汝敢住此耶】（以下【甲】と表記する）」と叱責し、逃げる日本人を追跡したところ隠岐島に到つた（[肅宗実錄] 肅宗二年「一六九六」九月二五日条）、と。

また隠岐に到着してから鳥取藩領滞在中の動静についても以下のようないわゆる発言を行なつた（[肅宗実錄] 同前）。隠岐で安龍福は「先年（元禄六年）日本へ來たときに【鬱陵・子山等の島を朝鮮領として日本との境界と定める】」といふ関白（徳川将军）の文書を得た【頃年吾入來此處、以鬱陵・子山等島、定以朝鮮地界、至有閥白書契】（以下【乙】）と発言した。鳥取藩では「鬱陵子山兩島監稅將」と名乗り、青帖裏の官服・黒布の冠・皮靴を身にまとつた。鳥取城下では対座した藩主から来た理由を問われ、「前に鬱陵・子山兩島に關する將軍の文書を得たのは明らかなのに、それを対馬藩主に奪われてしまつた【前日以兩島事、受出書契、不啻明白、而対馬島主、奪取書契】（以下【丙】）こと等を訴えたかったと返答した、等々。また元禄六年の事件に際して東萊府でなされた愈集による審問に際して「鳥取藩から与えられた「銀貨及文書」を対馬藩の人間にことごとく奪われた【以為伯耆州所給銀貨及文書、馬島人刲「却」】（以下【丁】）（[肅宗実錄] 肅宗二年一〇月二三日条）とも述べる。

さて、元禄六年の安龍福は、竹島（鬱陵島）出漁をめぐる競合の末に大谷・村川家の船によつて連行されたに過ぎず、幕府はこれを契機に対馬藩に対し「竹島（鬱陵島）への朝鮮人出漁禁止を求める」日朝交渉を命じた。そうした状況下で徳川将軍が鬱陵島・子山島を朝鮮領と認める文書を書けるはずもなく、鳥取から長崎・対馬府中経由で送還された安龍

記載を引き写したに過ぎないと、の一点において誤りである。

③ 「本朝地理志略」「新人国記」の記載は、隠岐の近在に竹島（鬱陵島）があるとする地理的認識を示すまでであつて、領有認識を示すものではない。そしてこの二つの地誌から明らかになるのは、松島（竹島／独島）が認識対象から外れているという事実である。福井春得寺の日本図に「磯竹」のみが記載されるのは、こうした地理認識が背景にあつたといえよう。

福が將軍直書を受け取る機会もない。したがって【乙】【丙】が史実とは考えがたい。

また、近年知られることとなつた隠岐・村上助九郎家文書「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書」(以下、村上家文書と略す)は、隠岐代官手代による安龍福一行に対する詳細な事情聴取記録だが、これによれば【甲】もまた想定しがたい。

それは第一に、村上家文書全体からすれば、安龍福の隠岐到着前後にそうした騒動の陰が感じられないからであり、安龍福自身もそうした訴えを一度も行っていない。第二に、村上家文書に含まれる五月二一日になされた庄屋与次右衛門との対話記録の一節である。飯米不足を訴えた安龍福が、訴訟目的で来るなら飯米を十分に準備すべきではなかつたかと庄屋に反駁されて、「竹島(鬱陵島)を出てから直接に日本に着くだろうと思つて」いた【竹島十五日ニ出候得者、其ノ日本之地へ着可申、日本之地ニ而ハ御如在無之と存】と述べる。隠岐へ立ち寄るつもりはなかつた、の意である。第三に、村上家文書に記録された安龍福の戸牌(身分証明書)に「通政大夫」なる詐称身分が記される事実である。詐称は相手から相応の待遇を得て、自らの主張に正当性を付与するためと思われるから、竹島(鬱陵島)に到る前から鳥取藩領への渡航を意図していたことが明瞭である。決して偶然の渡航などではない。したがつて竹島(鬱陵島)で偶然出会つた日本人を追跡して隠岐へ到ることとなり、そこで【甲】が発せられたとする朝鮮官憲への供述には客観的な裏付けがない。

ところで、鳥取藩江戸藩邸での記録(「御祐筆日記」元禄九年六月二三日項)によれば、隠岐代官手代からの情報が以下のようなかたちで六月二日に鳥取藩国元にもたらされたことが分かる。朝鮮船一艘が五月二〇日に隠岐に着いたこと、隠岐代官後藤角右衛門の手代中瀬弾右衛門と山本清右衛門が事情聴取したところ、「朝鮮船三三艘で竹島(鬱陵島)に渡海したこと、今回着岸したのはそのうちの一艘で乗員は一名であること、この船は伯耆国へ『願之儀』があつてやつてきたこと」が分かつた。それで中瀬・山本両名から飛脚便で鳥取城下まで通知がなされたというのである。そしてこれらの情報は同月二三日に江戸藩邸まで届き、ただちに老中大久保加賀守に報告されたことも右の史料から分かる。

「朝鮮人が隠岐へ来航して因幡に訴訟があると告げたのち鳥取藩領に到つた」という事件概要が対馬藩江戸藩邸に報さ

れたのは六月二三日のことである(「竹嶋記事」元禄九年六月二三日綱)。さつそく対馬藩江戸留守居鈴木半兵衛が鳥取藩江戸留守居吉田平馬に尋ねたところ、朝鮮人安龍福はあれこれと事情にも通じており、だいたい日本語ができるようである。訴訟の件は、対馬藩に関わることのようだと聞いています(「朝鮮人アンビチャク諸事案内も能存、大形日本言葉を申候、訴訟之儀者其元様之儀ニ而御座候様ニ聞へ申候」という。「対馬藩と関わること」の内容について吉田平馬は、元禄六年に人質として連行・送還された際に、対馬藩では縛られたりしたというようなことを安龍福は再三述べている、といふ(「アンビチャクを先年竹島江參候節御國元朝鮮ニ而しはりなどハ不被成候哉、左様之事共申、兎角何角と其元様之事を申候」)。この範囲で考える限りでは、安龍福の来航目的は、先回の送還時に對馬藩からうけた冷遇に対する不満を訴えたかった、ということになる。そしてそれは、元禄六年の朝鮮帰国直後における安龍福発言【丁】と符合する点ともいえる。少なくとも鳥取藩では安龍福の来航目的をそのように理解していた。

村上家文書によれば、安龍福が「伯耆国へ行き、鳥取藩主に訴えたいことがあつてやつて来た【伯州江参、取鳥伯耆守様江御断之義在之罷越申候】」と述べたことが記され、また以下の記述もある。

〔史料七〕

(前略)右「五月」廿二日、安龍福・李裨元・雷憲・同弟子、陸へ上り候事ハ、西風強ク船中不静、物嘗候義不成候間、陸へ上り書可申と申候ニ付、海辺近キ百姓家へ入し候處、其時ニ至り、前々書付斗書出し申候、廿一日舟にて認懸り申候書簡、今度之訴詔一卷と被存、長々と仕たる下書き致シ、本書をも認懸り「候へとも、廿二日陸へ上り、相談仕、かへ」(以上、挿入部分)候様ニ相見へ申、併前之書付ニ而始終大体わけ聞へ申候様ニ奉存候、其通ニ而差置申候。

右によれば、安龍福らは、その内容を箇条書きにしていたメモをもとに五月二二日までに船中で訴状の文章化を試みて、いた。今度來航理由となつた訴状の下書きと思われる長々とした下書きを所持し、清書も部分的にはなされていた。しかし船中では波で揺れて書きづらいため安龍福らは上陸して清書できるよう援助を求める、隠岐代官手代側は海辺近くの百姓

家をあてがつた。そうしたところ、同一二日にあてがわれた百姓家で相談の上で書き直されたらしいという。右の記述からすると、隱岐代官手代たちは、書き改められて清書された訴状は入手していないものの、修正前の訴状の下書きは入手していることが明らかである。「修正前の訴状でおおよその内容は分かる【前之書付ニ而始終大体わけ聞へ申候様ニ奉存候】とするからである。

ところで、村上家文書では「今回の事情聽取記録と朝鮮人から入手した文書類を、それらの一覧を作成して【此度朝鮮一巻之書付并朝鮮人出候書付、目録ニ記之】石見の幕府代官所まで使者に持参させるとも記す。したがつて、朝鮮人が鳥取藩に訴えたいことがあって隱岐に現れたとの情報や持參文書類は、幕府代官所ルートを通じて江戸幕府老中のもとへ届いたはずである。

一方、先述したように、隱岐代官手代中瀬・山本は、隱岐へやつて来た朝鮮船は伯耆国へ「願之儀」があつて来たものであることを鳥取藩に伝えた。中瀬・山本は具体的な訴状の内容についても把握済みなのだから、恐らくは安龍福らが作成した訴状下書の写は鳥取藩國元へもたらされたと考えて良い。

こうして安龍福らによる訴状の下書は、幕府代官所ルートおよび鳥取藩ルートを通じて江戸幕府老中のもとへ届いたはずである。しかしながら、「竹嶋記事」を追いかける限りでは、安龍福の訴状等が幕府側から問題とされた形跡はひとつもない。また、安龍福が持參した「公方様へ差上候書物、或因幡領主江波差出候書物」は、少なくとも鳥取藩江戸留守居の手元にまでは届けられていたが、「そうした書物を含めて何もとりあげない【夫共に何事も取上不申候】」といふ。とすれば、幕府も鳥取藩も安龍福の訴状内容を目にしながらも一切取り上げずに黙殺したということである。ときは今、元禄竹島渡海禁令を個別法令として鳥取藩に与え、対馬藩から朝鮮政府へは伝達される前の段階である。万一、こうした問題に密接に関わるような内容が、脇から訴状というかたちで公的に提起された場合（しかも幕府代官所ルート・鳥取藩ルートという複数の伝達経路で明らかになっている）に、かくも容易に黙殺されうるだろうか。こうした点からしても、安龍福の訴訟

内容は、領土問題とはいかななる関わりをも持たなかつたことが明らかである。

ところで、元禄九年正月二十八日に発せられた竹島渡海禁令は、同年五一八月の安龍福事件を挟み、元禄一〇年正月一〇日以後に朝鮮政府中央に伝わった。最終的に日朝間で合意に達した渡海禁令では竹島（鬱陵島）への日本人渡海禁止を述べている。安龍福事件を経た前後でその中身に変化は見られないから、元禄竹島（鬱陵島）一件交渉の結論に安龍福（事件）の影響は皆無である。元禄竹島渡海禁令は文面上松島（竹島／独島）について何ら言及せず、朝鮮側もそれをそのままに受け入れた以上、このときの日本側・朝鮮側いずれもが松島（竹島／独島）を不問に付したこととなる。したがつてそうである以上は、一七世紀末にあつては、松島（竹島／独島）は日朝間の係争地ではなかつたことを示しており、両国いざれにとつても領有認識の対象外に放置されていたに過ぎない。

むすびに

以上述べ來たつたように、元禄竹島渡海禁令の成り立ちや近世における松島（竹島／独島）利用の実態や渡海者実体験、地誌の記述を踏まえた古地図の記載様式の理解を踏まえて考察すると、江戸時代における松島（竹島／独島）は、日本の版図外の存在であった。一方、元禄竹島渡海禁令をそのままに受容した朝鮮政府にあつても、松島（竹島／独島）は版図外の存在であった。安龍福が松島（竹島／独島）も朝鮮領だと主張したとする発言は、同時期の日本側資料と照らし合わせると史実としては認めがたく、また朝鮮政府もその安龍福発言に着目した形跡が全くない。したがつて安龍福発言をもとに松島（竹島／独島）が朝鮮王朝の版図に含まれていたなどと論じる」とは不可能である。

これを換言すれば、江戸時代日本ではその西北境界を隱岐国（隱岐諸島）と見なし、当該期の朝鮮王朝政府では鬱陵島をその東限と解していたことである。鬱陵島と隱岐諸島のあいだに所在する独島は、いずれの政府にとつても領有認識の対象外であった。それが当時の国境認識だったからである。

明治九年（一八七六）一〇月、島根県が内務省に提出した「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に対して翌年なされた太政官の回答は「本邦関係これ無き義と相心得べき」というものであった。また、明治三十一年（一八九八）五月一六日、韓國江原道平海鬱陵島人三二名が「韓曆三月十五日、釜山ヨリ平海鬱陵島へ航行ノ途、風波ノ為メ韓國松島沖ニ漂流中、四月十四日、同所ヲ通過シタル露國汽船ピータルズボルグ号ニ救助セラレ」と記される（函館船及漂民救助事件）たと、長崎県知事が外務大臣にあてて公文書を送付している。同年一一月二二日に外務次官から在釜山領事にあてた公文書でも「韓國松島沖ニ漂流中、露國汽船ピータルズボルグ号ニ救助セラレ」と記される（函館船及漂民救助事件）たと、長崎県知事が外務大臣にあてて公文書を送付している。同年一一月二二日には、報告の記述に従えば竹島／独島のことを指しているのが明らかである。したがつてこのときまでも松島（竹島／独島）は日本の版図外であった。

松島（竹島／独島）が明治日本政府の領有対象として認識されるようになるのは、一九世紀末から二〇世紀初頭の時期を待たねばならないのである。

【参考文献】

- 池田敏 [一〇〇五八] 「近世から近代にいたる竹島（鬱陵島）認識について」、「日本海域歴史大系」四〈近世編一〉、清文堂
—— [一〇〇五九] 「鎖国」下の密貿易と環日本海の港町、「港町と海城世界」〈港町の世界史〉、青木書店
—— [一〇〇六〇] 「大君外交と『武威』」、名古屋大学出版会
川上健三「九大」「竹島の歴史地理学的研究」古今書院
国総研研究会 [一〇〇五] 「国総研の世界」、柏書房
下條正男「一〇〇四」「竹島は日韓どちらのものか」、文春新書三七七
島根県総務部「一〇〇六」「特集竹島」、「フォトしまね」一六一
堀和生「一九八七」「一九〇五年日本の竹島領土編入」、「朝鮮史研究会論文集」二四